

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL(096) 214-7101
FAX(096) 214-7102

ヒントヒント

代々初代 柿安本店は2016年2月期の売上高440億円、純利益14億2千万円。創業145年を誇る老舗だが、伝統にあぐらをかくことなく、代々初代の精神で挑戦と変革の歴史を刻む。もともと柿の行商をしていた初代赤塚安次郎が桑名に牛鍋店を開く。二代目は肉牛の飼育事業に参入。三代目は会席料理を取り入れ、高級料亭の地位を確立。四代目はレストラン事業を急拡大させ、全国規模のブランドへ。五代目は惣菜店事業へ突入、百貨店などに「柿安ダイニング」を展開。現六代目は和菓子店事業へ参入、大手スーパーなどに「口福堂」を展開するなど、オーナーならではの決断力と実行力で結果を残している。日経ビジネス所載。

ヒントヒント

税務 ミニガイド

平成28年度税制改正で、中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額30万円未満）の取得価額の損金算入の特例制度について、対象を中小企業者等のうち事務負担に配慮する必要があるものの（常時使用する従業員の数が千人以下の法人）に限定した上、適用期間が平成30年3月31日まで延長されました。



医薬品に係る 医療費控除の特例

□医療費控除

本人自身や生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合には、医療費控除の適用を受けることができます。

具体的には、その年中に支払った医療費の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます）が10万円（総所得金額等の合計が200万円未満の場合は、総所得金額の5%相当額）を超える場合には、その超える部分の金額（200万円が上限となります）について、その年分の総所得金額等から控除することができます。

□医療費控除の特例の創設

平成28年度税制改正によって、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病への予防の取組を行なう個人を対象として、セルフメディケーション（自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること）推進のためのスイッチOTC薬控除が、医療費控除の特例として創設されました。

□医療費控除の特例の内容

健康の維持増進及び疾病への予防の取組として一定の取組を行なう個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（特定一般用医薬品等）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます）の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円が上限となります）について、その年分の総所得金額等から控除することができます。

□一定の取組

医療費控除の特例の適用を受けるための前提としての健康の維持増進及び疾病への予防の取

話のタネ

○囲炉裏は冬の風物。暖をとったり、鍋を囲む家族団らんの場ですが、1年を通じて夏でも火を焚いていた。囲炉裏火には除湿、防腐の役割もあった。梅雨から夏にかけて日本の湿度は高く、湿気で木材や萱が傷む、しかし囲炉裏火を焚き続ければ、梁や柱は乾燥し、煙が屋根の萱に作用して腐るのを防ぐ。囲炉裏は昔の萱葺民家には欠かせないものだった。



組としての一定の取組とは、①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断、④健康診査、⑤がん検診をいい、医師の関与があるものに限られます。

□特定一般用医薬品等

一定のスイッチOTC医薬品（特定一般用医薬品等、医療用から転用された一定の一般用医薬品等で医師の処方箋がなくても購入できるもの）とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものをいい、類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものは除かれます。

スイッチOTC医薬品に該当するかどうかについては、厚生労働大臣告示によって、82種類（平成28年3月31日時点）の有効成分が示されており、各製薬会社からこれらの有効成分を含むスイッチOTC医薬品の届出を受けた厚生労働省が、具体的な商品名をホームページで公表していくことになっています。

□選択適用

この医療費控除の特例は、従来の医療費控除との選択適用とされていますので、この医療費控除の特例の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

使用人賞与の 未払金の計上上の可否

使用人賞与は、普通、法人税法上の一般管理費等の費用の額に含まれます。しかし、債務が確定していないとその事業年度の損金の額に算入されません。再確認してみたいと思います。

(1)債務の確定 この意味は、その事業年度の終了の日までに、①その費用に係る債務が成立していること、②その債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること及び、③その費用の金額を合理的に算定することができること、の①～③のすべての要件に該当していることになります。

(2)使用人賞与の特殊性 法人税法上は、使用人賞与に限っては、上記(1)と別に法人税法施行令第72条の3（使用人賞与の損金算入の時期）において、次の①～③の区分によって、各々損金算入時期を定めています。

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰をしており
ます。今日は一寸お
聞きしたいことがあります。
伺いました。夫と妻や親
と子といった特殊な関係間

での金銭の貸借は、税務当局はなかなか認めてくれないと人伝えに聞いていますが如何なものでしょうか。

A 夫と妻、親と子といった特殊な関係間では確かに口約束での金銭のやり取りはよく有り勝ちですね。文書で証拠を残すといったことは普段はあまりやらないのが通例ですね。日本文化のいわゆる信用第一とする風潮でしょうか。

Q 実は、友人甲さんの話ですが。5年前に甲さんは2,000万円程銀行から借金して自宅を建築したのですが、会社の景況が悪くなり給与が上がるどころか遅配も生じてきました。子供の教育資金も増えてきて生活の資金繩りに日々悩んでいました。ところが、妻の母が最近

①第1号賞与 労働協約、又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与については、その事業年度において支給されたものとします。（使用人にその支給額が通知されており、かつ、その事業年度に損金経理されているもので、その支給予定日又はその通知をした日の属する事業年度）

②第2号賞与 次の要件のすべてを満たす賞与
①その支給額を、各人別かつ同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知していること。
②その通知した金額をその通知をした事業年度終了の日の翌日から1ヶ月以内に支払っていること。
③その支給額を通知した日の属する事業年度において損金経理していること。

③第3号賞与 第1号、第2号賞与以外の賞与で賞与が支払われた日の属する事業年度とする。

(3)実務上の留意点 実務上では、上記第2号賞与の①から③までの要件についての解釈上の争いが多く発生しています。3要件をすべて充足して、最終的にはその賞与を支払わなければ損金の額に算入できませんので留意して下さい。

真実立証も

努力が必要

資産の整理で自分の土地を売却してそれなりの現金を手にしました。

そこで先日、彼が私に相談に来たのです。

義母が、必要なら融通は厭いませんよと声をかけてくれたと。彼の気性からは自力で処理かつ乗り切りたいので、お金を借りたいが贈与と見做されないだろうかという相談です。彼は矢張り借りた金銭は必ず返済するという気持ちが固いのです。

A 甲さんは中々の根性をお持ちの人ですね。先程文書なしの信用貸しのお話をしましたが、税務当局には仮に真相がそうであっても客観的な説明資料がないと説得力が弱いですね。現金のやり取りは通帳等客観的なものに反映させるとか、金銭消費貸借契約書を作成し、返済期限をきちんと決め、利子も銀行利息まではともかく取り決めて、お義母さんの通帳に返済する等、客観的な証拠を残すことが大切です。

ナマの税務相談室

持ち帰ると言えば 軽減税率の食料品扱い

今年の税制改正では、10%増税の施行時期はともかく、その増税時には食料品と新聞とに8%の軽減税率が導入されるとされました。

海外では、消費税に軽減税率があるのは普通です。フランスでは、標準税率20%に対して、外食サービス等7%、食料品等5.5%、新聞・医療費等2.1%と3種類の軽減税率があります。

イギリスは、標準税率20%に対して、家庭用燃料・電力等7%、食料品・水道水・新聞雑誌書籍・国内旅客輸送・医療品等は0%です。0%は仕入税額控除ができるので非課税ではありません。販売時点で気温より高い温度の食料品は外食サービス品として、

またケーキ・ビスケット以外の菓子類は贅沢品として、標準税率が適用されます。

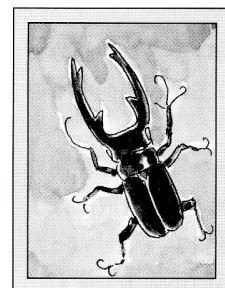
力ナダでは、標準税率5%に対して、食材・農産品・処方箋薬・医療機器等は0%です。なお、その場ですぐに食べるかどうかが食材か否かの判定基準でもあり、ドーナツについては、販売個数が少ない5個以下だと、その場で食べる「外食」とみなして標準税率を適用し、6個以上だと、持ち帰り食材としてゼロ税率を適用します。そのため、即席の「ドーナツ・クラブ」が作られ、共同購入するのだ、というのは知られた話になっています。

今年の改正税法令を見ると、**イ**ギリスに似て、加熱を

伴う飲食料品の提供は軽減税率の対象外なので、コンビニでチンして受け取る弁当などは外食扱いになる可能性があります。また、食堂で食べる場合でも、学食は外食扱い、学校給食は特定の場所での選択肢のない全員強制のものなので軽減税率適用、老人ホームの食堂も外食扱いです。

今年の通常国会での税制改正論議では、ファストフード店の場合、持ち帰りの意思表示があれば、実際にはどこで食べたかということは追求せず、軽減税率の適用をするので、その場で食べても不足額を追徴することはないとか、ペットフードであっても人間も食べられるものなら軽減税率の対象になるとか、の議論の中で、安倍総理が「ペット用のセサミンを家内に渡したら、ずっとそれを飲んでいた」との答弁をした上で、議事録にも載っていました。

7日立秋、23日処暑。
が広がると、もう秋は近い。
と灯が点り、涼やかな夜景
は無風、ベタ風で蒸し暑い。
しかし、夜風が吹き、点々
象。昼間は陸地が海上より
高温なので海風が、夜は海
上よりも陸地の方が早く冷
えて陸風が吹く。海陸の空
気がほぼ等温となる数時間
は夕風は海岸地方特有の現
象。「どの家もいま夕風の伊予
簾つる女」



一つのドアが閉まれば、もう一つのドアが必ず開きます。
それはバランスをとるための、自然の法則なのだ。

(カナダの音楽家
ブライアン・アダムス)

8月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○7月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	10日	○7月分個人住民税特別徴収分の納付
○6月決算法人の確定申告	31日	○6月決算法人の確定申告
○12月決算法人の中間（予定）申告	〃	○12月決算法人の中間（予定）申告
○個人事業者の消費税中間申告	〃	○個人事業税の第1期分納付 ○個人住民税の普通徴収第2期分納付 ○個人事業者の地方消費税中間申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。